

大田市告示第99号

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）第12条第1項、第2項、第12条の6の6第1項、第2項、及び第12条の11第1項、第2項の規定に基づき、令和5年度の国民健康保険料率を次のとおり決定したので、第12条第3項、第12条の6の6第3項、及び第12条の11第3項の規定により告示する。

令和5年6月27日

大田市長 楫野 弘和

基礎賦課額の保険料率

1. 所得割	0.0860
2. 被保険者均等割	25,380円
3. 世帯別平等割	
ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	17,040円
イ. 特定世帯	8,520円
ウ. 特定継続世帯	12,780円

後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

1. 所得割	0.0260
2. 被保険者均等割	7,860円
3. 世帯別平等割	
ア. 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯	5,160円
イ. 特定世帯	2,580円
ウ. 特定継続世帯	3,870円

介護納付金賦課額の保険料率

1. 所得割	0.0240
2. 被保険者均等割	9,600円
3. 世帯別平等割	4,740円